

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

WEB 1002007 高額療養費(国民健康保険)

WEB 1002016 後期高齢者医療制度

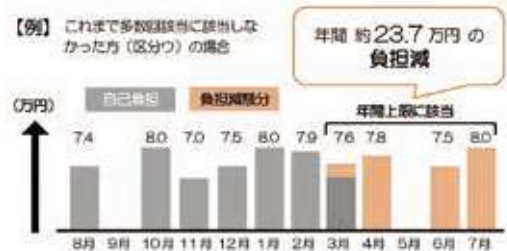
高額療養費とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を、ご加入の健康保険から払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の年齢及び所得に応じて決まっています。

この度、公的医療保険制度の持続可能性の確保のため、令和8年度と令和9年度の2段階に分けて高額療養費制度の見直しが実施されますので、今年度の見直し内容についてお知らせします。

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます(年間とは8月から翌年の7月までをさします)。

これにより、毎月高額療養費を利用している方や、極めて高額な医療を受けた方などは、医療費負担が軽くなる場合があります。



高額療養費制度の上限額(令和8年8月から令和9年7月まで)

適用区分		年収目安	入院+外来 【月額上限】 (世帯ごと) <多数回該当>	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	-
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	-
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	-
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月間上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	-	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	-
-	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月間上限11,000円 (年間上限9.6万円)
-	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月間上限8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータルまたは限度額適用認定証等で確認できます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. マイナ保険証をお持ちの方は、原則、手続き不要で高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、限度額適用認定証等の申請手続きおよび医療機関窓口での提示が必要です。

※お問い合わせの際は、国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の方は保険医療課まで、それ以外の方はご加入中の健康保険組合等まで直接お願いいたします。

※なお、今回の見直しの背景に関するご質問等については、厚生労働省が設置しているコールセンター(☎0120・617・111)においても承ります。

問 保険医療課 ☎444・3168